

報告書(案)に対する意見の内容について

1 意見聴取結果

- ・ インターネットホームページに報告書(案)を掲載するとともに、区役所・市民館図書館等に報告書(案)を閲覧に供し、平成16年7月22日(木)から平成16年8月2日(月)までの12日間意見聴取を行った。
- ・ この結果、3通のメールが寄せられた。

2 意見内容のまとめ

以下は、メールで寄せられた意見を報告書(案)の構成に沿って、事務局で整理し直したものである(各意見の文末の()は意見番号(3通のメールを1~3で表示))。

なお、各意見の具体的内容は、4ページ以降に示すとおりである。

報告書のまとめ方全般 について

外国人市民も市民だというのであれば、報告書(案)のルビふりが必要だと思う。(3)

- 3 条例の位置づけ について

すでにある既存の条例、規定等とは、実際どのように整合性を保っていくのか。(2)

- 4 定義 について

「参加」の定義

参加は参画と分けるべきである。それが不可能であり、参加を一貫して使用するならば、条例には「この条例に置いては、参加とは、参画と同義である。」と明確に規定すべきではないだろうか。

参加と参画を同義にし、曖昧にすることによって、市民の参画に対する行政のスタンスが消極的に思えてならない。(2)

質問1)あえて「参画」ではなく、意思決定への消極的関与を表す「参加」を使用した理由は何なのか。

- ・ そもそも、参加と参画は意味がまったく異なるものである(広辞苑でも、大幅に異なっている)。
- ・ 参加と参画が同じ意味と考える人は、おそらく少ないと思われる。
- ・ 川崎市が独自で使用する場合は、定義をきちんと市民に目に見えるかたちで総則に規定する必要がある。(2)

質問2)市民の参画については、市としてどのように考えているのか。

- ・ 参加と同義にし、曖昧にするあたり、行政は、参画に関しては消極的見解のように思えてならない。
- ・ 市の行政の実態をかんがみると、参加は推進し、意見を伺うけれども、究極の意思決定については、市民参画は阻まれた内容になっており、これでは市民参加は実質的には実現されず、非常に形式的なものにとどまらざるをえないと思う。
- ・ 「行政運営にあたっては、行政活動の各段階において市民の参加を推進し、市民の意思が市政に適切に反映されるようにすること(12ページ)」にある「適切さ」とは、一体どのようなものか疑問視される。

- ・参加と参画を曖昧にしたことは、市民と対等な関係性を結ぼうとはしていない市の究極的な姿勢が明確に示されているように感じられる。市長その他の執行機関は、市民の信託に基づく市政を担う者として誠実かつ公正に職務を遂行することが求められているのに、この条例の趣旨は、根本的な部分で矛盾しているように思われる。(2)

《事業者の定義》

市内にある企業は、すべて事業者であると考え、そのことを明記すべきだと考える。(3)

- 5 基本理念 について

信託ということばを使用しているが、使い方が軽々しい。合意形成した信託の内容があってはじめて、信託と言える。

「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく、市民だけでできないことは市政に信託する」という認識は広く市民の間で理解されていない現状では、信託したい内容に差があると思われ、条例に向かう活動として、条例を住民投票で確認することが必要(本末転倒と思わずに考えて欲しい)。(3)

- 1 - (2) 市民の責務 について

「平和」を維持するための教育を受け、「平和」を維持するために自分ができることを考え、行動する。確たる意識を持たないと目先のことに追われてしまうのが人間の弱さです。(1)

「恒久の平和と安全」の義務は、国などの組織が担うべき義務であり、市民はそれを願うところを持つものだと思われるため、削除するか、- 1 - (2) に基本的な願いとして表現することを提案する。(3)

主権者として当然のことを義務で謳っているため、- 1 - (2) ~ は、削除するか、解説程度の文章でよいと思う。(3)

市民と住民を使い分けて表現しているが、施策を立案・実施する市長及び制度を決定する議員を直接に選ぶ住民が、市民の考えを広く聞いた上で、選挙の行為を行う義務を負わせることが必要だと考える。

この制度の導入により、議員には陳情・請願の対応からこれまでできなかった政策提案へと役割が変貌することを期待する。(3)

- 1 - (3) 事業者の社会的責任 について

従業員が市民として、自治に参加できる仕組みづくりの形成義務を含むべきと考える。さらに、自治の認識が確立していないという認識に立つのであれば、市民自治の啓蒙義務も必要である。(3)

- 1 - (4) コミュニティ について

「市はコミュニティに対して支援を行うことができます」ではなく、「市は・・・支援を行います」とし、市としての使命を明確に言及すべきだと思う。(2)

- 2 議会 について

議員は、市民の声を優先し、国を動かす役割を持つ政党の代弁者の優先度を下げることが明記して欲しい。地方分権がもっとも遅れているのは、現在の政党政治であり、議会改革につながる制度が必要である。(3)

議員が、支持母体でなく、市民を対象とした報告会や意見交換会を制度化(回数と報告義務を盛り込む)するべき。(3)

- 3 - (2) 行政運営 について

「公正、公平の確保と透明性の向上を図ること」を「実質的な公正、公平の確保と透明性の向上を図ること」と、明確に規定すべきではないか。(2)

質問1)「公正、公平」の概念とは一体どのようなことをいうのか。

- ・例えば、女性の行政内部の女性の管理職登用がまだ進んでおらず、行政運営においては公正、公平性の原則に基づいて受験資格を提供していると考えていたとしても、実質的、実態としては、公正、公平性が保たれていないケースが少なからずあるように思われる。(2)

質問2)この点について、所管課はどのように取組んでいこうとしているのか。(2)

市民意見の反映 について

WEB上で随時意見募集をしていますが、寄せられた意見の集計および意見の反映先については条例の制定課程のどの段階かでパブリックコメントとして公表するのか(既にされているのか?)。

市民から寄せられた意見、それに対する行政の説明を公表しなければ制定過程における市民参加の透明性が確保されないと思う。(2)

市長報告に向けて

川崎市及び基本条例の委員が(解説部分にせよ)、外国人市民を地方自治法のもとで、住民として認識し、市長及び市議会議員を直接に選ぶ(外国人が選ばれることを含めて)ことを認める見解を公開したことは、先進的な解釈であり、うれしい限りです。この点について、市長報告では力説していただきたい。(3)

【資料】意見の内容

《意見 1》

「平和」を維持するための教育を受け、「平和」を維持するために自分ができることを考え、行動する。確たる意識を持たないと目先のことに追われてしまうのが人間の弱さです。

《意見 2》

意見を添付ファイル(別紙(次ページ以降に添付)参照)で送ります。どうぞよろしくお願いいたします。

P.S. ひとつ質問があります。WEB上で随時意見募集をしていますが、寄せられた意見の集計および意見の反映先については条例の制定課程のどの段階かでパブリックコメントとして公表するのでしょうか(既にされているのでしょうか?)

その点が、不明瞭だと感じてしまいました。市民から寄せられた意見、それに対する行政の説明を公表しなければ制定過程における市民参加の透明性が確保されないと思います。

(別紙)

3. 条例の位置づけについて

問1) 市内にすでにある既存の条例、規定等とは、実際どのように整合性を保っていくのでしょうか。ご教示願います。

4. 定義

(1) 「参加」について

【意見】

中間報告(案)では、参加と参画を同じ意味として使用し、一貫して「参加」を使用しています。参加と同義にし、曖昧にすることによって、市民の参画に対する行政のスタンスが、消極的に思えてなりません。これでは市民参加は実質的には実現されず、非常に形式的なものにとどまらざるをえません。

参加は参画と分けるべきです。それが不可能であり、参加を一貫して使用するならば、条例には「この条例に置いては、参加とは、参画と同義である。」と明確に規定すべきではないでしょうか。

報告書(案)では、一貫して「参加」という用語が使われています。解説では、参加と参画を同義で使用していますが、参加と参画は、意思決定過程に直接関わるか否かという点で大きく意味が違います。同じ意味で使用しているならば、どちらを使用してもいいのではないかと思います。

質問1) あえて「参画」ではなく、意思決定への消極的関与を表す「参加」を使用した理由は何なのでしょうか。

その理由が、市民のいきなりの意思決定への参与は困難ゆえ、まず参加から始めることが重要である、という理由であるならば、条例には「参加とは、参画の意味合いも含む」旨をきちんと規定しなければならないと思います。そもそも、参加と参画は意味がまったく異なるものであり、参加と参画が同じ意味と考える人は、おそらく少ないのではないのでしょうか。その意味は、広辞苑においても大幅に異なっています。川崎市が独自で使用する場合は、定義をきちんと市民に目に見えるかたちで総則に規定する必要があるのではないのでしょうか。

中間報告(案)では一貫して「参加」を使用しています。それによって、市民参画に対する市の姿勢

が曖昧にされています。

質問 2) 市民の参画については、市としてどのように考えておられるのでしょうか。あわせてお聞かせ願います。

解説の見解を読む限り、参加と同義にし、曖昧にするあたり、行政は、参画に関しては消極的見解のように思えてなりません。市は参加に関して制度保障をしなければならないと書いてありますが、条例が制定・施行される段階で、市の行政の実態をかんがみると、参加は推進し、意見を伺うけれども、究極的意思決定については、市民参画は阻まれた内容になっています。これでは市民参加は実質的には実現されず、非常に形式的なものにとどまらざるをえません。

となると、12 ページにおいて「行政運営にあたっては、行政活動の各段階において市民の参加を推進し、市民の意思が市政に適切に反映されるようにすること」とされていますが、この部分の「適切さ」とは、一体どのようなものなのか、疑問視されてきます。

このような表現方法が、行政の都合のよいロジックに思えてなりません。参加と参画を曖昧にしたことは、市民と対等な関係性を結ぼうとはしていない市の究極的な姿勢が明確に示されているように感じます。市長その他の執行機関は、市民の信託に基づく市政を担う者として誠実かつ公正に職務を遂行することが求められているのに、この条例の趣旨は、根本的な部分で矛盾しているように思います。

(4) コミュニティ

「市とコミュニティの関係」について (P.8)

【意見】

行政主導という意味ではなく、ある部分において、市は市民にとってまず手本となる行動を示すべきです。「市はコミュニティに対して支援を行うことができます」ではなく、「市は…支援を行います」とし、市としての使命を明確に言及すべきだと思います。

3. 市長・行政

(2) 行政運営

「公正、公平の確保と……を図ること」について

【意見】

「公正、公平の確保と透明性の向上を図ること」を「実質的な公正、公平の確保と透明性の向上を図ること」と、明確に規定すべきではないでしょうか。

質問 3) 「公正、公平」の概念とは一体どのようなことをいうのでしょうか。ご教示願います。

例えば、女性の行政内部の女性の管理職登用がいまだ進んでいません。その理由のひとつには、女性は仕事と家庭を両立させることが難しい環境下にある、ということが挙げられると思います。

このような男女間で置かれる状況の違いによって、女性の中には管理職になることをあきらめてしまうということが、現実問題としてあると思います。

このように、行政運営においては公正、公平性の原則に基づいて受験資格を提供していると考えていたとしても、実質的、実態としては、公正、公平性が保たれていないケースが少なからずあるように思います。

質問 4) この点について、所管課はどのように取組んでいこうとしているのでしょうか。考えをお聞かせ願います。

《意見3》

いつも、お世話になっております。多大な労力と市民の声の取りまとめ、お疲れ様でした。

「報告書（案）に対する意見」期限に間に合った扱いとしていただけるか、返信をお願いします。

外国人市民も市民だというのであれば、報告書（案）のルビふりは必要だったと思います。まだ、読み終わっていない外国人市民がほとんどだと思います。

「ホームページでは、随時ご意見をお寄せいただけます」とありますので、追加意見を出したいが、考慮されますでしょうか？ 考慮の可能性があれば、近日中に、追加提出を行いたい。

川崎市及び基本条例の委員が（解説部分にせよ）、外国人市民を地方自治法のもとで、住民として認識し、市長及び市議会議員を直接に選ぶ（外国人が選ばれることを含めて）ことを認める見解を公開したことは、先進的な解釈であり、うれしい限りです。この点について、市長報告では力説していただきたい。

「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく、市民だけでできないことは市政に信託する」という認識は、広く市民の間で理解されていない。このことは、責任世代に対して生涯学習の推進を怠ってきた制度的な問題である。

このような状況があるために、市政が「自分たちが住むまちのことは自分たちで」やりなさいと指導している現状がある（自助・共助・控助のすすめ等）。

信託ということばを使用しているが、使い方が軽々しい。合意形成した信託の内容があってはじめて、信託と言える。先に書いたように、市民の認識が自分だと思っていない現状では、信託したい内容に差があると思うので、条例に向かう活動として、条例を住民投票で確認することが必要（本末転倒と思わずに考えて欲しい）。

市民と住民を使い分けて表現しているが、施策を立案・実施する市長及び制度を決定する議員を直接に選ぶ住民が、市民の考えを広く聞いた上で、選挙の行為を行う義務を負わせることが必要だと考える。

この制度の導入により、議員には陳情・請願の対応からこれまでできなかった政策提案へと役割が変貌することを期待する。

市内にある企業は、すべて事業者であると考え、そのことを明記するべきだと考える。

「恒久の平和と安全」の義務は、国などの組織が担うべき義務であり、市民はそれを願うところを持つものだと思いますので、削除するか、 - 1 - (2) に基本的な願いとして表現することを提案する。

主権者として、当然のことを義務でうたっており、おかしいと思います。 - 1 - (2) ~ は、削除か解説程度の文章で、良い。この記述があること自体、地方分権を市民が認識していない時代背景の中で、強制的に条例を制定する事情があると言っているようなものです。

- 1 - (3)にある事業者責任には、従業員が市民として、自治に参加できる仕組みづくりの形成義務を含むべきと考える。さらに、自治の認識が確立していないという認識に立つのであれば、市民自治の啓蒙義務も必要である。

議員は、市民の声を優先し、国を動かす役割を持つ政党の代弁者の優先度を下げることが明記して欲しい。地方分権がもっとも遅れているのは、現在の政党政治であり、議会改革につながる制度が必要である。

議員が、支持母体でなく、市民を対象とした報告会や意見交換会を制度化（回数と報告義務を盛り込む）するべき。